

## 仕様書

1 業務名称 令和6年度工芸制作体験普及事業業務委託

### 2 業務目的及び概要

生涯学習においては、市民一人ひとりが、主体的にその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、そのきっかけづくりが大切とされている。小・中・高等学校並びに地域子ども会、PTA、老人会等の地域で活動している団体等を対象に、工芸制作体験・講習会を通じて、大阪の伝統工芸や地域の素材を生かした工芸を学習資源として活用し、専門性の高い指導者によるものづくりの体験や学びの機会を提供することで、多様な体験や学習の推進を図るとともに、生涯学習の振興に資することを目的とする。

3 実施期間・履行期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）

4 対象者 大阪市内の小学校・中学校・高等学校・義務教育学校及び地域子ども会、PTA、老人会等の地域で活動している団体

※ただし、原則参加者は小学生以上とする。

5 実施場所 当該事業が実施可能な場所  
(※参加団体の希望会場で当該事業が実施可能か確認の上実施。会場の諸手続き及び経費負担は参加団体とする。)

### 6 基本条件・実施方針

#### (1) 実施方針

(ア) 参加者がものづくりの制作過程等を知り、経験することで大阪の伝統工芸やものづくりを身近にとらえるきっかけとなる内容とするため以下の項目を実施すること。

- ・ 制作する工芸品に関する講義（特徴・原材料・歴史等）を行う。
- ・ 使用する材料や道具に関する必要な知識を伝え、技術指導したうえで制作体験を行う。
- ・ 参加者は各々の作成した作品の発表、鑑賞を行い、指導者は講評する。

なお、制作する工芸品の原材料は大阪由来のものを活用することが望ましい。

(イ) 参加団体の希望会場への出前ワークショップ形式で実施すること。

#### (2) 基本条件

(ア) 参加者の人数に対して、体験指導ができる人数の指導者及び補助者を派遣する。指導者は、制作する工芸品について専門の教育を受けた、高い技術を有する者で、指導者及び補助者には、指導経験がある者を含むこととする。

(イ) 2種類以上のワークショップを用意し、応募団体が選択することを可能と

- すること。
- (ウ) 事業実施日時は、参加団体が活用しやすい設定とし、遅くとも7月には実施可能とすること。
  - (エ) ワークショップの実施時間は合計4時間程度とし、原則2日にかけて行うこととする。ただし、参加団体が希望した場合は1日にまとめて実施してもよい。(これを1セットとする。)
  - (オ) 募集は1セット単位で行うこととし、募集枠は20セット以上とする。1セットの参加人数は40名程度と想定する。ただし、最低参加人数は20名以上とすること。
  - (カ) 学校及び団体等の申込参加人数が1セットあたりの対応人数を超える場合、参加人数に応じて複数セットとして取り扱うこととすること。
  - (キ) 募集は十分期間を設けて一斉募集とし、当初募集枠の内訳は、「学校」及び「それ以外の団体」に分け、それぞれ2分の1とする。
  - (ク) 事業参加者の事故、使用会場や会場の備品の破損に対応できる損害保険に加入すること。
- (3) 参加団体の決定について
- (ア) 参加希望団体が募集枠より多数になった場合は、公正な抽選により対象者を選定すること。「学校」及び「それ以外の団体」の一方が募集枠より応募が多数となり、もう一方の応募が募集枠に満たなかった場合は、前項(キ)の内訳に関わらず抽選に外れた団体を全体の募集枠内において当選とすることができる。
  - (イ) 当初の応募数が全体の募集枠に満たなかった場合は、ホームページ等で追加募集を行うこと。その場合、先着順とする。
  - (ウ) 当初の参加団体確定後にキャンセル等で空きが生じた場合、可能な限り追加募集を行うこと。

## 7 業務内容

### (1) 企画業務

指導内容を企画すること。

### (2) 運營業務

上記に提案した企画業務内容に基づく、業務実施体制(指導者の確保、派遣先の調整等)の構築、参加団体の募集、各団体との連絡調整(派遣実施日時・場所の決定、空調の使用の有無、実施場所にある備品(黒板等)の使用の調整等)、材料費の徴収、指導者の指導等、業務目的の達成に向けた運営を実施すること。なお、やむを得ない事情により中止となった場合、可能な限り実施に向けて当該団体と派遣実施日の再調整を行うこと。

### (3) 検証業務

指導を受ける参加者に対してアンケートを実施し、その結果分析と効果検証を実施すること。

アンケートは、ワークショップの最後に行うこととし、質問内容等については事前に本市担当者と協議すること。

アンケートは団体ごとの集計と事業全体の集計をすること。

### (4) 広報

本事業の周知と参加団体募集に関して、期間を設定したうえで広く対象者に広報し、募集すること。

チラシ等の作成やホームページ等での事業紹介、各種広報媒体を活用する

こと。

チラシ等は大阪市立小・中学校（私立学校を除く）、大阪市内に所在する府立高等学校（私立学校を除く）並びに、各区役所、大阪市立図書館（大阪府立図書館を除く）等宛て、必要枚数を各封筒に同封し、宛名を記載して（シール可）準備すること。教育委員会事務局生涯学習部へ事前に通送依頼を行い、上記学校、本市施設に送付及び配架調整を行うこと。ただし、上記以外の学校及び施設については、通送を行わない。

(5) 業務報告

業務完了には、完了届とともに業務報告書（実施日時・場所・参加者数・指導者・指導内容等の実施概要、アンケートの分析結果、収支報告書、配付資料、記録写真等）を提出すること。

(6) 業務進行及び管理

業務の実施にあたっては、事前に本市担当者との協議を行ったうえで業務を進めること。各団体と調整した内容（ワークショップ開催日・開催場所など）は、遅滞なく本市担当者に報告すること。

実施場所の使用については、各団体と十分に連絡調整を行い、用意された施設を使用する場合は養生し、使用後は速やかに清掃し、原状復帰するよう管理すること。

8 事業に関する目標

アンケートにおいて、次の指標を目標とする。

参加した団体のアンケート結果による満足度80%以上をめざす。

9 経費について

(1) 事業を運営するにあたっての事業費等、事業全体にかかるすべての経費についての内訳を示すこと。

(2) 経費は4,590千円を上限とする。

(3) 材料は事業者が調達し、材料費は参加者負担とすること。

(4) チラシ配布にかかる経費は事業者負担とする。ただし、封筒への封入及び宛名書きをしていることを条件とし、本市担当者との調整を行うこと。

10 個人情報の保護等

受託者は業務の遂行にあたり入手した個人情報及びデータ等の管理にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）及び大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨を踏まえ、個人情報の適切な管理を図ること。業務委託期間終了後または委託契約解除後においても同じ取り扱いとする。

11 再委託の禁止

(1) 業務委託契約書（経常型）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易

な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 12 その他

- (1) 受注者は、業務着手前に本事業にかかる作業方針を提示し、当局の承認を得ること。
- (2) 本業務にかかる協議、打合せ等にかかる必要経費はすべて受注者の負担とする。
- (3) 技術指導の企画や実施にかかる経費など、本業務に関する一切の経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (4) 本仕様書に疑義がある場合には、当局の指示又は承認を受けること。
- (5) 契約に定めのない事項及び契約に変更又は疑義が生じた場合は、当局と受注者の双方協議のうえ、定めるものとする。

(担当部署)

〒550-0014 大阪市西区北堀江4丁目3番2号

大阪市教育委員会事務局生涯学習担当（担当：山道・和田垣）

電話：06-6539-3345 FAX：06-6532-8520